

# 提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和8年度外国人と介護事業所等とのマッチング事業業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

## 1 契約件名

令和8年度外国人と介護事業所等とのマッチング事業業務委託

## 2 履行場所

福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 事業の目的

本事業では、国外及び国内の外国人と介護事業所等(※)とのマッチングを行うことで、外国人介護人材の新規就労の促進を図るとともに、介護事業所間の交流を通じた理解促進を実施することで、外国人介護人材の円滑な受入れ及び定着を図ることを目的とする。

※介護事業所においては福岡市指定介護サービス事業所に限る。

※介護福祉士養成校に進学する外国人については、将来市内介護事業所に就職することを前提とする。

## 5 業務内容及び成果指標

### (1) 海外からの特定技能外国人と介護事業所とのマッチング

#### ①外国人介護人材の雇用先の開拓

- ・すでに外国人を雇用している介護事業所に加え、現在外国人を雇用していない介護事業所の受入れ先の募集方法の提案
- ・介護事業所のニーズを明確にし、そのニーズに応じたきめ細やかな支援の提案

#### ②福岡市での就職を希望する外国人の募集

- ・海外からの特定技能による求職者や就職希望者の確保方法の提案
- ・外国人が“福岡市”で介護の仕事に就きたくなるようなセミナー等の提案
- ・質が担保された外国人の選定、教育方法の提案

#### ③介護事業所と外国人介護人材のマッチング

- ・求人者と求職者との間における雇用関係の成立の斡旋における効果的な方法の提案
- ・登録支援機関の選定支援や紹介に当たって考慮すべき点などの提案
- ・介護事業所と外国人介護人双方でミスマッチを防止するための取り組みの提案

#### ④アフターフォロー

- ・昨年度のマッチング事業で採用された外国人介護人材（10人）への状況確認等を行うこと及び状況確認等の回数等の提案  
※事業所名等は事業受託後に提供する
- ・登録支援機関の選定支援や紹介を含め、アフターフォローに当たって考慮すべき点などの提案

※アフターフォローは、履行期間内のものを記載してください。履行期間後については、市は関与しませんが、定着に重要なポイントであるため、どのようなことをされるかご提案ください。

**(2) 国内在住の外国人と介護事業所等とのマッチング**

- ①他分野の留学生や他業界で就業する特定技能外国人等について介護業界への新規参入を促進する効果的な方法の提案。
- ②在留資格の変更や更新が必要な場合は手続きに不備を防止する取り組みについて提案。

**(3) 外国人介護人材受入のための相互支援の場づくり（2回以上）**

外国人の受入に関心がある事業所や業界団体等による情報・意見交換、連携・協力の場をつくるとともに、外国人介護人材受入に知見がある方や実際に受け入れを行っている事業所の事例発表などのセミナーを行うこと。

- ①集客のために効果的な講師や開催場所の提案
- ②その場限りでなく、継続的な連携や協力につなげる仕組みの提案

**(4) 成果指標**

目標	①新たな受け入れ先の開拓 (3事業所以上)	②内定者数(20人以上)
内容	本事業をきっかけに外国人の受け入れに乗り出した介護事業所等の数	ア 国外在住外国人 15人以上(本事業で実際に雇用契約を締結した外国人の数) イ 国内在住外国人 5人以上(本事業により介護業界に新規参入(介護事業所との雇用契約、介護福祉士養成校への進学)した外国人の数)

**【重要】** 成果指標達成のために、本事業の委託料を、紹介料など介護事業所の初期費用軽減に充てること等は差し支えない。

**6 スケジュール**

目標達成のための業務工程表(案)を提案  
(各行程の作業内容を明確にし、始期と終期を日付単位で示すこと)

**7 支払いについて**

後払いとする。

**8 成果物**

- 下記をまとめた報告書1部及びデータ(Word、Excel、PowerPoint等)
- (1) 議事録や関係者の連絡先等を整理したもの
  - (2) 取組内容や結果をとりまとめたもの
  - (3) 事業の今後の展望に関する所見(事業の中で見えた課題を踏まえたもの)

**9 その他**

- その他の事項としては、下記のとおりとする。
- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上で決定すること。
  - (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。
  - (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
  - (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式(業務遂行責任者届・完了届・受渡書など)を適宜提出すること。